

令和 8 年 10 月 1 日
消費者庁参事官（公益通報・協働担当）

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（案）
に関する意見募集について

1 意見募集対象

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（案）

2 意見募集の趣旨

公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）の対象法律を定める政令を改正し、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）を、公益通報者保護法の対象法律に追加する予定です。

つきましては、上記の意見募集対象に関し、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、本政令案作成の参考とさせていただきます。

3 意見募集期間

令和 8 年 10 月 1 日（木）から同月 30 日（金）まで（郵送の場合は同日必着）

4 意見の提出方法

以下の事項を記載し、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

【1】 御意見

- * 御意見については、その理由も記載いただくようお願いいたします。
- * 御意見が 6000 字を超える場合、その内容の要旨を添付していただきますようお願いいたします。

【2】 住所（法人その他の団体にあつては所在地）

【3】 氏名（法人その他の団体にあつては名称／部署名等）

【4】 電話番号

【5】 電子メールアドレス（お持ちの場合）

（1） インターネットの場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームから提出してください。

リンク：<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

(2) 郵送の場合

〒100-8958

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館6階

消費者庁参事官（公益通報・協働担当）室 意見募集担当宛て

- ＊ 封筒表面に「八号政令改正案（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律追加）について」と朱書きしてください。

5 注意事項

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、御記入いただいた住所（法人その他の団体にあつては所在地）、氏名（法人又は団体にあつては、その名称、部署名等）、電話番号及び電子メールアドレスは、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

【本件問合せ先】

消費者庁参事官（公益通報・協働担当）室

公益通報者保護制度担当

T E L : 03-3507-8800